

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県重要文化財の指定
岐阜県天然記念物の指定の解除
道路の区域変更

(文化伝承課) 一
(同) 二
(道路維持課) 二

号 外 (一) 令 和 元 年 九 月 二 十 七 日

告 示

岐阜県告示第百二十八号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
岐重 五二 五	建造物	十五社神社本殿	一棟 附 棟札 十三枚	桁行三間、梁間二間、切妻造、正面千鳥破風付、軒唐破風風付、檜皮葺	山県市大桑二二八番地一	宗教法 人十五 社神社	所在地に 同じ。
岐重 五二 六	建造物	北方神社	五棟 (本 殿、 拝殿 及び 幣殿、 渡殿、 瑞垣 並び に鳥 居)	本殿 桁行一間、梁間一間、切妻造、妻入、唐破風造、檜皮葺 拝殿 桁行五間、梁間三間、入母屋造、正面千鳥破風付、軒唐破風付、棧瓦葺 幣殿 梁間一間、桁行三間、背面	揖斐郡揖斐川町北方一四二七番地一	宗教法 人北方 神社	所在地に 同じ。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和元年九月二十七日

入母屋造、棧瓦 葺
渡殿 桁行二間、 梁間一間、背面 切妻造、銅板葺
瑞垣 東・北・西 面延長二十三間 棧瓦葺
鳥居 石造台輪鳥 居

岐阜県告示第二百二十九号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり岐阜県天然記念物の指定を解除するので、同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所	理由
岐天七七	植物	薬研洞の大ナラ	一本	加茂郡白川町大字黒川字大島六一五七番地	加茂郡白川町	加茂郡白川町河岐七二五	枯死したため。

岐阜県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵苗那木線	中津川市駒場字西山一六六番三七七一地先から 同市千旦林字坂本一四六七番一―地先まで 同市千旦林字坂本一四六七番一―地先まで 中津川市千旦林字坂本一四〇六番三―地先から 同市同字同一四〇番一―地先まで	前A 後B C	二・五 二・七 二・七 九・〇 二・二 二・五	四五七・〇 三九〇・〇 二六〇	A、B及びCに係る図面表示に於いて、その敷地面積を分

令和元年九月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社